



「行革」で変わる船橋の未来

vol.6

「歳入の確保」

市では令和元年・2年度の2年間を行革（行財政改革）の集中取組期間としています。今号では取り組みの柱の1つである「歳入の確保」についてお知らせします。

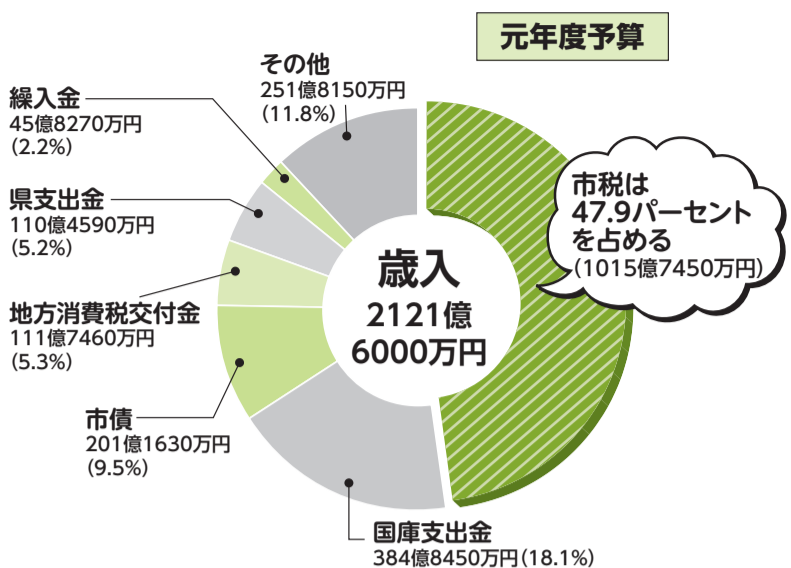
問 行政経営課 ☎ 436・2462

市税は地方財政の根幹

市の収入のうち最も大きいのは市民税や固定資産税などの市税で、市の収入の約半分を占めています。

市税は使い道が特定されていないお金で、市民の皆さんのさまざまなニーズに応えて使うことができます。

しかし、市の市税徴収率（平成30年度）は中核市58市中32位と平均を下回っているため、徴収率を向上させ、滞納額を減らすことで事業を行う財源の確保に努めていきます。



滞納額を減らす取り組み

4月から市税の納付にスマートフォンやLINEアプリにある決済機能「LINE Pay」を導入しました。こうした市税を納めやすい環境を整えるほか、納税コールセンター業務を拡大することで、市税を支払う能力がある人には納めてもらい、納付が困難な人には丁寧な相談を行っています。

市税以外の収入を確保

市では、多くの市民が目にする市民便利帳や市ホームページ・封筒などに、民間事業者の広告を掲載するなどさまざまな取り組みを積み重ねながら、経費の削減等に努めています。

また、北部清掃工場では、ごみを焼却



▲市民便利帳や市の封筒への広告掲載、公共施設等への自動販売機設置や庁舎内の動画広告、清掃工場の余剰電力や下水処理場の消化ガス売却等さまざまな取り組みを行い、経費の削減等に努めています

6つの柱で行革に取り組みます

- 業務改善
- 民間活力の活用 (7/1号)
- 事業の見直し (9/1号)
- 公共工事の見直し
- 使用料等の見直し (8/1号)
- 歳入の確保**

ワークショップを開催しました

市民の皆さんと一緒に行革を考えていくことを目的に、「行革ワークショップ」を8・9月に大学生向けと一般市民向けの2回開催し、38人が参加しました。当日はグループに分かれてゲーム形式で財源と事業のバランスなどを考えてもらい、市が取り組む行革を疑似体験しました。参加した人からは「行革が待たなしである現状や、その背景について理解が深まった」などの意見がありました。



次回(広報ふなばし12月1日号)は、「業務改善」をお知らせします

する際に発生する熱エネルギーを利用して発電を行い工場などの電力を賄いながら、余った分を売却し、年間約6億円の収入を見込んでいます。今後も、2年度から新工場の稼働を目指す南部清掃工場でも売電を拡大していくほか、下水処理場の汚水処理の際に発生する汚泥を発酵させることで得られる「消化ガス」の売却を進めるなど工夫しながら、市税以外の収入の確保を続けていきます。

住居探しで困っている高齢者等の人へ「住まいるサポート船橋」をご利用ください

問 住まいるサポート船橋(市社会福祉協議会内) ☎ 437-0055

市社会福祉協議会の職員が相談員となり、無料で住まい探しに関する相談に乗る窓口「住まいるサポート船橋(本町2)」を開設しています。賃貸物件情報の提供や内覧等の同行支援、入居後の見守りサービスなども実施していますので、詳しくはお問い合わせください。

〈相談受付日時〉(月)～(金)午前9時～午後5時※(祝)を除く 〈対象〉住まい探しで困っている65歳以上の高齢者、障害者ほか

所得が低い人向け

「家賃低廉化住宅」の入居者を募集しています

「家賃低廉化住宅制度」では、所得が低く住まい探しが困難な人が入居できるように、賃貸人に最大2万円を補助しています。対象の物件情報は「住まいるサポート船橋」の窓口か市ホームページ(右コード)から見られます。

〈対象〉世帯の月収額が15万8000円以下の人、市内に1年以上在住で持ち家がない人※その他要件あり 〈補助額・期間〉家賃の半額(上限2万円。原則10年間) 〈申込み〉住まいるサポート船橋 ☎ 437-0055へ※(土)(日)(祝)を除く 〈問合せ〉住宅政策課 ☎ 436-2712



11/9(土)～15(金) 秋の全国火災予防運動

問 消防局予防課 ☎ 435-8651

防火ポスター展

〈日時〉①11月18日(月)～22日(金) 午前8時45分～午後5時15分 ※18日は午後1時～。22日は午後3時まで ②12月4日(水)～16日(月) 午前10時～午後9時 〈会場〉①市役所1階ロビー ②パルコ津田沼(前原西2) 〈内容〉市内の小・中学生が作成した、全国統一防火標語のポスターを展示

消防ふれあい広場

〈日時〉11月9日(土)午後0時30分～3時30分 〈会場〉北消防署行田分署※当日自由参加 〈内容〉消防庁舎や消防車両を利用した6つの体験と火災予防相談コーナー 〈問合せ〉北消防署 ☎ 438-2238

防火キャンペーン

〈日時〉11月13日(水)午前10時～正午 〈会場〉東武アーバンパークライン船橋駅コンコース 〈内容〉住宅用火災警報器と防災製品の紹介、消火器の回収(有料)、消防音楽隊のコンサートほか

「住宅用火災警報器」を設置していますか

住宅用火災警報器は家庭内での火災をいち早く検知し、音や光で知らせます。市の条例で警報器の設置を義務付けています。警報器は定期的に点検を行い、10年を目安に交換し方が一に備えましょう。

取り付けることが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、消防職員が設置のお手伝いをします。消防局予防課 ☎ 435-1114 FAX 435-8637へお問い合わせください。